



山形県公報

平成25年3月22日(金)

号 外(15)

目 次

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....(人 事 課)...7

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....(同)...8

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...9

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...10

山形県県税条例の一部を改正する条例.....(税 政 課)...同

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例.....(県民文化課)...14

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....(市 町 村 課)...同

山形県水資源保全条例.....(環 境 企 画 課)...15

山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例の一部を改正する
条例.....(同)...19

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する
条例.....(水大気環境課)...20

山形県海岸漂着物対策推進基金条例.....(循環型社会推進課)...同

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例.....(みどり自然課)...21

山形県新型インフルエンザ等対策本部条例.....(危機管理課)...22

山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例.....(くらし安心課)...23

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....(食品安全衛生課)...同

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例.....(障がい福祉課)...24

山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例.....(同)...25

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の
一部を改正する条例.....(同)...同

山形県卸売市場条例の一部を改正する条例.....(新農業推進課)...同

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....(道 路 課)...26

山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....(空港港湾課)...27

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例
の一部を改正する条例.....(教 育 庁)...同

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....(同)...同

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一
部を改正する条例.....(警 察 本 部)...28

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....(企 業 局)...30

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....(病院事業局)...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第7号）（人事課）

- 1 国家公務員の退職手当の改正措置に準じ、退職手当について、山形県職員等に対する退職手当支給条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとした。（附則第35項及び第36項、昭和48年7月県条例第38号附則第5項及び第6項並びに平成18年3月県条例第9号附則第2項関係）
- 2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における1の調整率を100分の95とする経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第4項関係）
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第8号）（人事課）

- 1 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正
知事等に対して支給する退職手当の額を引き下げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第3条第1項関係）
- 2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
教育長に対して支給する退職手当の額を引き下げることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第4条第2項関係）
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）

- 1 平成25年4月1日において38歳に満たない一定の職員等の号給について、同日における号給の1号給（同日において37歳に満たない職員等にあつては、2号給）上位の号給とすることとした。（改正後の附則第23項関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（人事課）

- 1 知事等の給料及び職員の管理職手当を減額して支給する期間を平成29年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（税政課）

- 1 地方消費税の税率を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 平成26年4月1日から63分の17（消費税率換算1.7パーセント）（改正条例第1条の規定による改正後の第67条の5関係）
 - (2) 平成27年10月1日から78分の22（消費税率換算2.2パーセント）（改正条例第2条の規定による改正後の第67条の5関係）
- 2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、山形県県税条例第36条に定める額（1,000円）に500円を加算した額とすることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の附則第22条の2関係）
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
 - (1) 2の改正 公布の日
 - (2) 1の(2)の改正 平成27年10月1日

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例 (県条例第12号) (県民文化課)

- 1 山形県生涯学習センターの分館として、山形県緑町庭園文化学習施設を置くこととした。(改正後の第1条の2関係)
 - 2 山形県緑町庭園文化学習施設の多目的ホールの使用料の額を定めることとした。(別表第1項の表関係)
 - 3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第13号) (市町村課)
- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。(第2条第1項の表第6項、第13項、第15項及び第31項関係)
 - (1) 国有財産法の規定に基づく準用河川の用に供されている公共用財産の調査又は測量のための他人の占有する土地への立入り等 最上町
 - (2) 旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理等 天童市
 - (3) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可等 朝日町及び大蔵村
 - (4) 農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく開発行為の許可等 河北町、大蔵村及び飯豊町

- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は、同年6月1日から施行することとした。

山形県水資源保全条例 (県条例第14号) (環境企画課)

- 1 この条例は、水資源の保全に関し基本となる事項並びに水資源保全地域における土地の取引及び利用に関し必要な手続その他の措置を定めることにより、水資源の保全に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)
- 2 水資源の保全に関する基本理念を定めることとした。(第2条関係)
- 3 県、県民、事業者並びに森林等の土地の所有者、占有者及び管理者の責務について定めることとした。(第3条～第6条関係)
- 4 県は、市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するとともに、水資源の保全に関し必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めることとした。(第7条関係)
- 5 知事は、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための計画を策定することとした。(第8条関係)
- 6 知事は、公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要があるものを水資源保全地域として指定することとした。(第9条関係)
- 7 水資源保全地域内の土地について、土地の所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下「土地の所有権等」という。)を有している者は、当該土地の所有権等を移転し、又は設定する契約(以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合は、当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して2月前までに、知事に届け出なければならないこととした。(第10条第1項関係)
- 8 知事は、関係市町村長の意見を勘案し、水資源の保全のために特に必要があると認めるときは、7の届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用に関し必要な指導を行うことができることとした。(第10条第5項関係)
- 9 水資源保全地域内において、土石の採取その他の土地の形質の変更又は地下水を採取するための設備の設置その他の行為(以下「開発行為」という。)を行おうとする者は、当該開発行為に着手しようとする日から起算して2月前までに、知事に届け出なければならないこととした。(第11条第1項関係)
- 10 知事は、関係市町村長の意見を勘案し、水資源の保全のために特に必要があると認めるときは、9の届出をした者に対し、当該届出に係る開発行為に関し必要な指導を行うことができることとした。(第11条第5項関係)

- 11 知事は、7又は9の届出をすべき者に対し、当該届出に係る土地売買等の契約又は開発行為に関する事項について必要な報告又は資料の提出を求めることができることとした。(第12条第1項関係)
- 12 知事は、その職員に、水資源保全地域内の土地売買等の契約に係る土地又は開発行為に係る土地に立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発行為に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができることとした。(第12条第2項関係)
- 13 知事は、7又は9の届出をした者が8又は10の指導に正当な理由なく従わなかったときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができることとした。(第13条第1項関係)
- 14 知事は、7又は9の届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができることとした。(第13条第2項関係)
- 15 知事は、13又は14の勧告を受けた者(9の届出に係る者に限る。)が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、これらの者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができることとした。(第13条第3項関係)
- 16 知事は、7又は9の届出をすべき者が次のいずれかに該当するときは、その内容を公表し、水資源の保全の観点から県の事務又は事業の実施に関し必要な措置を講ずることができることとした。(第14条関係)
 - (1) 正当な理由なく、7又は9の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、11の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは11の資料の提出をせず、又は12の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは12の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (3) 正当な理由なく13又は14の勧告に従わなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく15の命令に従わなかったとき。
- 17 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとした。(第15条関係)
 - (1) 7又は9の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 11の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは11の資料の提出をせず、又は12の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは12の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (3) 15の命令に従わなかった者
- 18 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、7から17までは、同年10月1日から施行することとした。

山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例の一部を改正する条例 (県条例第15号)
(環境企画課)

 - 1 題名を山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金の設置目的を追加するとともに、その設置期間を延長することとした。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第16号)
(水大気環境課)

 - 1 浄化槽保守点検業者の登録を拒否しなければならない者に暴力団員等を追加することとした。(第5条第1項関係)
 - 2 この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

山形県海岸漂着物対策推進基金条例 (県条例第17号) (循環型社会推進課)

 - 1 海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため必要な施策を実施するため、山形県海岸漂着物対策推進基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけれ

ばならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を求めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)

6 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例(県条例第18号)(みどり自然課)

1 事業者は、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書(以下「方法書等」という。)を作成したときは、当該方法書等及びこれらを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第7条、第15条及び第22条関係)

2 事業者は、環境影響評価方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。(改正後の第7条の2関係)

3 環境影響評価法の規定に基づき、環境の保全のための措置等に係る報告書の公表をしたときは、当該報告書を知事及び関係市町村長に送付しなければならないこととした。(改正後の第40条の2関係)

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県新型インフルエンザ等対策本部条例(県条例第19号)(危機管理課)

1 この条例は、山形県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)

2 山形県対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総理することとした。(第2条第1項関係)

3 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理することとした。(第2条第2項関係)

4 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事することとした。(第2条第3項関係)

5 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとした。(第2条第4項関係)

6 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することとした。(第3条第1項関係)

7 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。(第4条第1項関係)

8 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例(県条例第20号)(くらし安心課)

1 県又は指定管理者は、公の施設の利用が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の利用に係る許可その他の処分をせず、当該利用に係る許可その他の処分を取り消し、又は当該利用の制限をすることができることとした。(改正後の第6条の2関係)

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(県条例第21号)(食品安全衛生課)

1 飲食店営業等に係る従事者の衛生管理に係る公衆衛生上必要な基準を追加することとした。

2 この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(県条例第22号)(障がい福祉課)

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（障がい福祉課）

1 山形県立総合療育訓練センターにおいて障害者支援施設を廃止することとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（障がい福祉課）

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金の設置期間を平成26年3月31日まで延長することとした。

山形県卸売市場条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（新農業推進課）

1 地方卸売市場の開設等の許可の申請者が暴力団員等である場合には、当該許可をしてはならないこととした。（改正後の第4条の2関係）

2 地方卸売市場の開設等が暴力団員等である場合には、地方卸売市場の開設等の許可を取り消すことができることとした。（改正後の第23条の2関係）

3 この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（道路課）

1 太陽光発電設備及び風力発電設備等に係る道路の占用料の額を定めることとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（空港港湾課）

1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成26年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（教育庁）

1 学校職員の定数を変更することとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（教育庁）

1 山形県立置賜農業高等学校飯豊分校を廃止するとともに、山形県立村山特別支援学校楯岡校の名称を山形県立楯岡特別支援学校に変更することとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（警察本部）

1 次に掲げる者から徴収する手数料の額を改定することとした。

(1) 風俗営業の許可を受けようとする者

(2) 遊技機認定を受けようとする者

(3) 遊技機検定を受けようとする者

(4) 遊技機試験を受けようとする者

(5) 型式試験を受けようとする者

(6) 遊技機の増設、交替その他の変更の承認を受けようとする者

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（企業局）

電気事業の用に供する太陽光発電所の最大出力を定めることとした。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（病院事業局）

1 病院事業の診療科目として小児外科を新設することとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第35項」とする。

附則第36項中「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第5条若しくは第6条又は山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年県条例第2号）附則第3項」を「から第6条まで」に改め、「20年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）」及び「、新条例第4条から第6条の3まで及び条例第63号附則第3項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第6項中「第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第4条第1項」に、「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「、新条例第4条第1項及び第6条の2並びに条例第63号附則第3項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第7項中「、新条例第6条から第6条の3まで及び条例第63号附則第3項の規定にかかわらず」を削る。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者

の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例」に改め、「附則第10項の規定による改正後の」及び「附則第13項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの間における第 1条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例(以下この項において「新条例」という。)附則第35項(新条例附則第37項及び第 3条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第 4項においてその例による場合を含む。)及び第36項の規定の適用については、新条例附則第35項中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。
- 3 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの間における第 2条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第 5項(同条例附則第 7項においてその例による場合を含む。)及び第 6項の規定の適用については、同条例附則第 5項中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。
- 4 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの間における第 4条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第 2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の95」と、「104分の87」とあるのは「104分の95」とする。

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第 8号

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第 1条 特別職の職員に対する退職手当支給条例(昭和29年 1月県条例第 1号)の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項の表中	100分の65	を	100分の55	に改める。
	100分の45		100分の38	
	100分の30		100分の26	
	100分の30		100分の26	
	100分の20		100分の17	
	100分の20		100分の17	

(山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和49年12月県条例第65号)の一部を次

のように改正する。

第4条第2項中「100分の30」を「100分の26」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第23項を附則第24項とし、附則第22項の次に次の1項を加える。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 23 平成25年4月1日において38歳に満たない職員等(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)第4条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号)第5条第1項若しくは第2項に規定する給料表の適用を受ける職員等である者を除く。)のうち、当該職員等の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第6条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員等の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(同日において37歳に満たない職員等のうち、当該職員等の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員等にあつては、2号給)上位の号給とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(給与条例附則第23項の規定により号給が調整される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 6 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第23項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第23項の規定により号給が調整される場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第6項」とする。
- 8 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第23項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第

31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県県税条例の一部を改正する条例

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第67条の5中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第67条の12中「県に納付された譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」を「法第72条の114第1項に規定する合算額の17分の10」に、「第72条の114」を「第72条の114第1項」に、「この条」を「この項」に、「あん分して」を「^{あん}按分して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第72条の114第1項に規定する合算額の17分の7に相当する額に、同条第2項（法第1条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、法第72条の114第2項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、規則で定めるところにより、県内の市町村に対し、前項の人口に^{あん}按分して交付する。

附則第13条の7を次のように改める。

（地方消費税の市町村に対する交付の特例）

第13条の7 第67条の12第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「第72条の113第1項」とあるのは、「第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項」とする。

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）

第22条の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第36条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第67条の5中「63分の17」を「78分の22」に改める。

第67条の12第1項中「17分の10」を「22分の10」に改め、同条第2項中「17分の7」を「22分

の12」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中附則第22条の次に1条を加える改正規定及び附則第15項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定及び附則第8項から第14項までの規定 平成27年10月1日
(地方消費税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の山形県税条例(以下「新条例」という。)の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事業者(新条例第67条の3第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び施行日以後に保税地域(同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第1項に規定する事業者が施行日以後に終了する消費税法第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間に係る新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第1項の規定による申告書で同法第43条第1項第4号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。)附則第4条第2項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)又は経過措置対象課税仕入れ等(同条第3項に規定する経過措置対象課税仕入れ等をいう。以下同じ。)に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第1項の規定の適用については、同項中「同条各項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の87各項」とする。
- 4 新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第2項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間(新条例第9条第3項に規定する課税期間をいう。以下同じ。)に係る新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第2項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第72条の88第1項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第5条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第2項の規定の適用については、同項中「同項に」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項に」とする。
- 5 新法附則第9条の5後段の規定により読み替えられた新法第72条の88第2項に規定する事業者(消費税法第45条第1項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第5号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に経過措置

- 対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第5条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた新条例第67条の7第2項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項に」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条第4項の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項に」とする。
- 6 新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される新条例第67条の12の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の交付について適用する。この場合において、附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される新条例第67条の12の規定の適用については、同条第1項中「第72条の113第1項及び法」とあるのは、「第72条の113第1項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第72条の113第1項並びに法附則第9条の14第1項及び地方税法等改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」とする。
- 7 施行日から平成27年3月31日までの間における新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される新条例第67条の12（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項中「17分の10」とあるのは「12分の10」と、同条第2項中「17分の7」とあるのは「12分の2」とする。
- 8 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「27年新条例」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第2号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 9 27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第1項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間に係る27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第1項の規定による申告書で同法第43条第1項第4号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等、27年経過措置対象課税資産の譲渡等（地方税法等改正法附則第10条第2項に規定する27年経過措置対象課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）、経過措置対象課税仕入れ等又は27年経過措置対象課税仕入れ等（同条第3項に規定する27年経過措置対象課税仕入れ等をいう。以下同じ。）に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第1項の規定の適用については、同項中「同条各項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第10条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の87各項」とする。
- 10 27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第2項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第2項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る地方税法等改正法第2条の規定による改正後の地方税法（以下「27年新法」という。）第72条の88第1項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等、27年経過措置対象課税資産の譲渡等、経

過措置対象課税仕入れ等又は27年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第11条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第2項の規定の適用については、同項中「同項に」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第11条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項に」とする。

- 11 27年新法附則第9条の5後段の規定により読み替えられた27年新法第72条の88第2項に規定する事業者（消費税法第45条第1項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第5号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等、27年経過措置対象課税資産の譲渡等、経過措置対象課税仕入れ等又は27年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第11条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を27年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた27年新条例第67条の7第2項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項に」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第11条第4項の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項に」とする。
- 12 27年新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される27年新条例第67条の12の規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の交付について適用する。この場合において、附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、27年新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される27年新条例第67条の12の規定の適用については、同条第1項中「第72条の113第1項及び法」とあるのは、「第72条の113第1項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第72条の113第1項及び地方税法等改正法附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「27年旧法」という。）第72条の113第1項並びに法附則第9条の14第1項、地方税法等改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第9条の14第1項及び地方税法等改正法附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされた27年旧法」とする。
- 13 一部施行日から平成28年3月31日までの間における27年新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される27年新条例第67条の12（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同条第1項中「22分の10」とあるのは「17分の10」と、同条第2項中「22分の12」とあるのは「17分の7」とする。
- 14 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における27年新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される27年新条例第67条の12の規定の適用については、同条第1項中「22分の10」とあるのは「21分の10」と、同条第2項中「22分の12」とあるのは「21分の11」とする。
（やまがた緑環境税条例の一部改正）
- 15 やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。
（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例措置に伴う読替え）
- 6 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の

適用については、同条中「第36条」とあるのは、「附則第22条の2」とする。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（分館）

第1条の2 センターの分館として、山形県緑町庭園文化学習施設を山形市に置く。

第7条中「センター」を「センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。次条及び第9条において同じ。）」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

名称		金額		
		午前9時から午後 0時30分までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後5時30分から 午後9時までの間
センター（山形 県緑町庭園文化 学習施設を除 く。）	ホール	5,990円	8,560円	8,980円
	第1研修室	2,560円	3,660円	3,840円
	第2研修室	1,420円	2,030円	2,130円
	第3研修室	490円	710円	740円
	第4研修室	490円	710円	740円
	第5研修室	1,280円	1,830円	1,920円
	特別会議室	3,420円	4,890円	5,130円
	和室研修室	1,140円	1,630円	1,710円
センター（山形 県緑町庭園文化 学習施設に限 る。）	多目的ホール	1,170円	1,680円	1,760円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第6項市町村の欄中「金山町」を「金山町、最上町」に改め、同表第13項市町村の欄中「及び酒田市」を「、酒田市及び天童市」に改め、同表第15項市町村の欄中「南陽市」を「南陽市、朝日町、大蔵村」に改め、同表第31項市町村の欄中「除く。）」を「除く。）」並びに河北町、大蔵村及び飯豊町」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第13項市町村の欄の改正規定及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に法律の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法律の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により町村の長が執行することとなる事務（同項の表第6項に掲げるもの（最上町の区域に係るものに限る。）、同表第15項に掲げるもの（朝日町及び大蔵村の区域に係るものに限る。）及び同表第31項に掲げるもの（河北町、大蔵村及び飯豊町の区域に係るものに限る。）に限る。）に係るものは、同日以後においては、当該町村の長がした処分その他の行為又は当該町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 第2条第1項の表第13項市町村の欄の改正規定の施行の際現に知事に対してされている申請その他の行為に係る改正後の同項に掲げる事務（天童市の区域に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

山形県水資源保全条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

山形県水資源保全条例

（目的）

- 第1条 この条例は、水資源の保全に関し基本となる事項並びに水資源保全地域における土地の取引及び利用に関し必要な手続その他の措置を定めることにより、水資源の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第2条 水資源の保全は、水資源が県民及び事業者の生活及び経済活動に欠くことのできないものであり、本県の豊かな森林等の自然環境に支えられていることに鑑み、森林等の水源を涵養する機能を維持するための取組等により水資源を良好な状態で将来の世代に継承できるよう、適切に行われなければならない。

（県の責務）

- 第3条 県は、前条に定める水資源の保全に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

- 第4条 県民は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性について理解を深め、県又は市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性について理解を深め、事業活動を行うに当たり当該事業活動が水資源の保全に影響を及ぼすおそれがあるときは、水資源の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 森林等の土地の所有者、占有者及び管理者（以下「土地所有者等」という。）は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性について理解を深め、森林等の土地の利用に当たって森林等の水源を涵養する機能が維持されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第7条 県は、市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するとともに、水資源の保全に関し必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

（水資源保全総合計画の策定等）

第8条 知事は、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための計画（以下「水資源保全総合計画」という。）を策定するものとする。

2 水資源保全総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 水資源の適正な利用及び保全のための施策に関する事項
- (2) 森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関する事項
- (3) 水資源の保全の見地から適正な土地利用を図るための施策に関する事項
- (4) 前3号に規定する施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進を図るための施策に関する事項

3 知事は、水資源保全総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、山形県環境審議会の意見を聴くとともに、県民、事業者、土地所有者等及び市町村の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、水資源保全総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（水資源保全地域の指定等）

第9条 知事は、公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要があるものとして規則で定めるものを水資源保全地域として指定する。

2 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び山形県環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめその旨及び指定しようとする区域を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴くものとする。

6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、水資源保全地域の指定の解除及び区域の変更について準用する。

（水資源保全地域における土地取引等の事前届出）

第10条 水資源保全地域内の土地について、土地の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地の所有権等」という。）を有している者は、当該土地の所有権等を移転し、又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする

場合は、当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して2月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の区域及び面積
 - (3) 土地売買等の契約に係る契約の種類及び内容
 - (4) 土地売買等の契約を締結しようとする日
 - (5) 土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
- 3 前条第1項の規定による指定（同条第8項の規定による区域の変更を含む。）の日から起算して2月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して2月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、遅滞なくその内容を関係市町村長に通知し、水資源の保全の見地から意見を求めるものとする。
- 5 知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案し、水資源の保全のために特に必要があると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用に関し必要な指導を行うことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。
- 6 第1項の規定による届出をした者は、前項の規定による指導を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該指導の内容を伝達しなければならない。
- 7 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。
- 8 第4項から第6項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（水資源保全地域における開発行為の事前届出）

第11条 水資源保全地域内において、土石の採取その他の規則で定める土地の形質の変更又は地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるもの（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、当該開発行為に着手しようとする日から起算して2月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 開発行為を行おうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 開発行為を行おうとする土地の区域
 - (3) 開発行為の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 国又は地方公共団体が行う場合
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
 - (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可その他の法令に基づく許可、認可又は届出を要する行為であつて規則で定めるものを行う場合
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むために行う場合

(5) 自己の居住の用に供する住宅の建築(増築及び改築を含む。)、移転又は撤去のために行う場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

3 第9条第1項の規定による指定(同条第8項の規定による区域の変更を含む。)の日から起算して2月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域(当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水資源保全地域となった区域)内において開発行為に着手しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日から起算して2月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、遅滞なくその内容を関係市町村長に通知し、水資源の保全の見地から意見を求めるものとする。

5 知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案し、水資源の保全のために特に必要があると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る開発行為に関し必要な指導を行うことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。

6 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為に着手する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届出なければならない。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収及び立入調査)

第12条 知事は、第10条第1項若しくは第7項の規定による届出をすべき者又は前条第1項若しくは第6項の規定による届出をすべき者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る土地売買等の契約又は開発行為に関する事項について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地売買等の契約に係る土地又は開発行為に係る土地に立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発行為に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第13条 知事は、第10条第1項若しくは第7項又は第11条第1項若しくは第6項の規定による届出をした者が第10条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)又は第11条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による指導に正当な理由なく従わなかつたときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、第10条第1項若しくは第7項又は第11条第1項若しくは第6項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ関係市町村長又は山形県環境審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者(第11条第1項又は第6項の規定による届出をした者に限る。)又は前項の規定による勧告を受けた者(同条第1項又は第6項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者に限る。)が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、これらの者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表等)

第14条 知事は、第10条第1項若しくは第7項の規定による届出をすべき者又は第11条第1項若しくは第6項の規定による届出をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める内容を公表し、水資源の保全の観点から県の事務又は事業の実施に関し必要な措置を講ずる

ことができる。

- (1) 正当な理由なく、第10条第1項若しくは第7項又は第11条第1項若しくは第6項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。その旨並びに当該届出をせず、又は虚偽の届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 正当な理由なく、第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。その旨並びに当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の提出をせず、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による勧告に従わなかったとき。その旨、当該勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容
 - (4) 正当な理由なく前条第3項の規定による命令に従わなかったとき。その旨、当該命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第1項若しくは第7項又は第11条第1項若しくは第6項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (3) 第13条第3項の規定による命令に従わなかった者
- （市町村の条例との関係）

第16条 市町村の条例により、水資源の保全を図るための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、第10条から前条までの規定は適用しない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 平成25年10月1日から同年11月30日までの間に、同年10月1日において現に第9条第1項の規定により指定されている水資源保全地域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合及び当該水資源保全地域内において開発行為に着手しようとする場合における第10条第1項及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して2月前までに」とあるのは「あらかじめ」と、第11条第1項中「当該開発行為に着手しようとする日から起算して2月前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。この場合において、第10条第3項及び第11条第3項の規定は、適用しない。

山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例の一部を改正する条例

山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例（平成24年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例

第1条中「事業」を「事業並びに当該事業により県が設置した発電設備等の維持管理及び更新に係る事業」に、「山形県再生可能エネルギー等導入促進基金」を「山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉村美栄子

山形県条例第16号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(6) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

第6条第3項中「前条第1項第6号又は第7号」を「前条第1項第8号又は第9号」に改める。

第15条第1項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第2号中「、第5号又は第6号の一に」を「又は第5号から第8号までのいずれかに」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により申請をする者について適用する。

山形県海岸漂着物対策推進基金条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉村美栄子

山形県条例第17号

山形県海岸漂着物対策推進基金条例

（設置）

第1条 海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため必要な施策を実施するため、山形県海岸漂着物対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例

山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「対し、方法書」を「対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」に改める。

第7条中「公告し、」を「公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を」に、「、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条第1項中「前条」を「第7条」に改める。

第9条中「、同項」を「、第7条の2第1項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書類、前条第1項」に改める。

第14条第1項中「（以下）」を「（第40条の2を除き、以下）」に改め、「及び第16条第4項」を削る。

第15条中「関係地域内において」を「公告の日から起算して1月間」に、「公告の日から起算し

て1月間縦覧に供しなければ」を「関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第16条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

第16条第3項から第5項までを削る。

第18条中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第22条中「関係地域内において」を「公告の日から起算して1月間」に、「公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第39条第1項中「法」を「法第3条の7第1項及び法」に改める。

第40条の次に次の1条を加える。

（事業着手後の手続）

第40条の2 法第38条の2第1項に規定する事業者は、法第38条の3第1項（電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の21の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の公表をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長（法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受ける者を除く。）に送付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山形県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第7条、第15条又は第22条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る山形県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）又は同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。

3 新条例第7条の2（新条例第16条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

山形県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、山形県新型インフルエンザ等対策本部（法第22条第1項の規定により設置する山形県対策本部をいう。以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 山形県対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総理する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

- 3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第23条第4項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（庶務）

第5条 対策本部の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

（委任）

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（公の施設における措置）

第6条の2 県又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の利用が暴力団を利用のおそれがあると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用に係る許可その他の処分をしないことができる。

- 2 県又は指定管理者は、公の施設の利用が暴力団を利用のおそれがあると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用に係る許可その他の処分を取り消し、又は当該利用の制限をすることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる公の施設の利用に係る許可その他の処分の申請について適用する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第1号中「常に衛生保持に努める」を「洗浄及び消毒を行い、常に清潔に保つ」に改め、同表第6項第1号中「従事者の」を削り、「が食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行われるように努める」を「により従事者の健康状態を把握する」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 営業者は、従事者が食品を介して感染するおそれがある疾病にかかっていることが疑われる症状を有するとき又は当該疾病の病原体を保有していることが判明したときは、その旨を営業者に報告させ、当該従事者が食品を介して当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの期間食品に直接接触することのないよう注意すること。

別表第2第1項第12号中「従業員用」を「従事者用の手指を洗浄するのに十分な大きさ」に改め、同項第13号中「従業者数」を「従事者数」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第1項第12号の規定は、この条例の施行の日以後に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可の申請をする場合（この条例の施行の際現に同項の許可を受けている者（同法第53条第1項の規定により当該者の地位を承継した者を含む。）が、同法第52条第3項の規定による有効期間の満了に伴い、引き続き同一の内容で営業を営むために同条第1項の許可の申請をする場合を除く。）における当該許可に係る施設について適用する。

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項障がい福祉サービス料の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正）

第2条 山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

（山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部改正）

第4条 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例（平成18年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条第2項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部改正）

第5条 山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例（平成19年2月県条例第3号）の一部を

次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中山形県立児童福祉施設設置条例第3条第1項の改正規定（「同条第11項」を「同条第10項」に改める部分に限る。）及び第3条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例

山形県立総合療育訓練センター条例（昭和57年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

2 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項中「、支援法第5条第8項」を「及び支援法第5条第8項」に改め、「、支援法第5条第11項に規定する施設入所支援（身体障害者福祉法第18条第2項の規定による措置に係るものを除く。）及び支援法第5条第13項に規定する自立訓練（身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置に係るものを除く。）」を削る。

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例（平成21年7月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県卸売市場条例の一部を改正する条例

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(許可の基準)

第4条の2 知事は、法第55条又は法第58条第1項の規定による許可の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、許可をしてはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者
- (3) 法人でその役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

第7条第3項及び第8条第4項中「第59条」を「第59条並びに第4条の2」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し)

第23条の2 知事は、開設者等が第4条の2各号のいずれかに掲げる者に該当することとなつたときは、法第55条又は法第58条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

第24条に次の1号を加える。

- (5) 前条の規定による処分をしたとき。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2、第7条第3項及び第8条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に卸売市場法(昭和46年法律第35号)第55条若しくは同法第58条第1項の規定による許可又は山形県卸売市場条例第7条第1項若しくは同条例第8条第1項の規定による認可の申請をする者について適用する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例(昭和44年3月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、

	その他のもの		1,000	490	を
--	--------	--	-------	-----	---

	その他のもの		1,000	490	に、
令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年		1,000	820	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額		

「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」を「第7条第13号」に改め、同表の備考第7項中「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校 中 学 校	人 6,273	人 389	人 59	人	人	人 397	人	人 22	人 7,140
特 別 支 援 学 校	758	20		98	23	44		65	1,008
高等学校	1,921	58			173	161	10	110	2,433

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中 「山形県立置賜農業高等学校
山形県立置賜農業高等学校飯豊分校」 「東置賜郡川西町
西置賜郡飯豊町」 を

「山形県立置賜農業高等学校」 「東置賜郡川西町」 に改め、本則第2号の表

中 「山形県立村山特別支援学校楯岡校」 「村山市」 を

「山形県立楯岡特別支援学校」 「村山市」 に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第4の(1)の項のイ中「がない」を「（以下「未認定遊技機」という。）がない」に、「27,000円」を「25,000円」に、「16,000円」を「15,000円」に改め、同項のロ中「遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「27,000円」を「25,000円」に、「16,000円」に、遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円」を「15,000円」に、2,800円」に、「遊技機以外の遊技機に」を「未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機に」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同項のハ中「27,000円」を「24,000円」

に、「15,000円」を「14,000円」に改め、同表の(9)の項中

2,700円
2,720円

を

2,200円
4,340円

に改め、同項のハ中「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、

5,900円

を

14,400円

に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に、

円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同表の(10)の項中

6,300円
18,000円

を

3,900円
6,300円

に改め、同項の八中「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を

「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、

174,000円

を

338,000円

に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,192,000円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表の(11)の項のイ中「32,300円、その他のものに係る遊技機試験にあつては8,100円」を「43,300円、その他のものに係る遊技機試験にあつては23,100円」に、「25,300円、その他のものに係る遊技機試験にあつては8,100円」を「36,300円、

その他のものに係る遊技機試験にあつては23,000円」に、

5,700円

を

21,000円

改め、同項の口中「62,300円」を「68,300円」に、「15,300円」を「30,300円」に改め、同項の八中「31,300円」を「42,300円」に、「10,800円」を「26,300円」に改め、同項の二中「31,300円」を「42,300円」に、「10,800円」を「26,300円」に改め、同項のホ中「25,300円」を「36,300円」に、「3,300円」を「19,100円」に改め、同表の(12)の項のイ中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、

168,200円

を

345,000円

に改め、同項の口中「1,810,200円」を「1,628,000円」に、

「393,200円」を「486,000円」に改め、同項の八中「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に改め、同項の二中「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改め、同表の(13)の項のイ中「遊技機認定を受けた遊技機以外の

遊技機」を「未認定遊技機」に、

3,400円

を

2,400円

に改め、同項の口中「遊技

機認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「3,400円に、遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機」に、「20円（遊技機検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「40円（特定未認定遊技機」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表の備考第1項中「9,300円」を「8,600円」に改め、同備考第2項中「7,400円」を「6,800円」に改め、同備考第3項中「同時に」を「同時に当該遊技機認定に係る遊技機と同一の型式に属する」に、「それぞれ(9)の項」を「(9)の項の右欄の規定にかかわらず、同項のイの場合にあつては0円とし、同項のロの場合にあつては40円とし、同項のハの場合にあつてはそれぞれ同項のハ」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同備考第4項中「同時に」を「同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」に、「2,300円」を「14,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水力発電所の合計最大出力は、」を「発電所のうち、水力発電所の合計最大出力は」に、「とする」を「とし、太陽光発電所の最大出力は1,000キロワットとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「皮膚科」を「小児外科、皮膚科」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。